

## 第 7 9 号 議案

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 6 月 1 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年足立区条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 8 条第 7 号イの表 4 階以上の階の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる」と認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号」を「同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 1 0 号」に改める。

第 4 3 条第 7 号イの表 4 階以上の部避難用の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる」と認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号」を「同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 1 0 号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

( 提案理由 )

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。